

議案第二号

港区道路占用料等徴収条例及び港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区道路占用料等徴収条例及び港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例

(港区道路占用料等徴収条例の一部改正)

第一条 港区道路占用料等徴収条例(昭和四十七年港区条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表占用料の欄中「一九、一〇〇」を「二三、八〇〇」に、「二九、四〇〇」を「三六、五〇〇」に、「三九、七〇〇」を「四九、三〇〇」に、「一三、五〇〇」を「一七、五〇〇」に、「二一、七〇〇」を「二八、二〇〇」に、「二九、五〇〇」を「三八、三〇〇」に、「七一〇」を「二、一二〇」に、「一七〇」を「二一〇」に、

一〇〇	一六、七〇〇
-----	--------

を

一二〇	二〇、八〇〇
-----	--------

に、「一〇、二〇〇」を「一二、七〇〇」

に、「三四、二〇〇」を「四二、五〇〇」に、「六三、三〇〇」を「八〇、七〇〇」に、「

三三、六〇〇」を「四二、五〇〇」に、

七一〇	一、〇二〇
-----	-------

を

八九〇	一、二七〇
-----	-------

に、「一、五四〇」を「一、九一〇」に、「二、〇五〇」を「二、五五〇」に、「三、〇八〇」を「三、八二〇」に、「四、一一〇」を「五、一〇〇」に、「七、一九〇」を「八、九三〇」に、「二〇、五〇〇」を「二五、五〇〇」に、「二五、七〇〇」を「三三、四〇〇」に、「一七、一〇〇」を「二一、二〇〇」に、「三一、六〇〇」を「四〇、三〇〇」に、「一八、九〇〇」を「二四、二〇〇」に、「二二、六〇〇」を「二六、九〇〇」に、「六三〇」を「八〇〇」に、「二七、四〇〇」を「三四、〇〇〇」に、「六三三、〇〇〇」を「八〇七、二〇〇」に、「三一六、五〇〇」を「四〇三、六〇〇」に、「五二、六〇〇」を「六八、三〇〇」に、「一五、九〇〇」を「二〇、六〇〇」に改める。

(港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部改正)

第二条 港区立上下水道施設上部利用公園条例(昭和五十五年港区条例第十四号)の一部を次

のように改正する。

別表金額の欄中「二千八百五十七円」を「三千五百四十六円」に、「二万二千八百円」を「二万八千三百二十円」に、「三万五千六百二十五円」を「四万四千二百五十円」に、「九十五円」を「百十八円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(港区道路占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の港区道路占用料等徴収条例の施行前に、既に同条の規定による改正前の港区道路占用料等徴収条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の港区道路占用料等徴収条例第二条の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における占用料の額は、付則別表第一に定めるところにより算出した額とする。

(港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第二条の規定による改正後の港区立上下水道施設上部利用公園条例の施行前に、既に同条の規定による改正前の港区立上下水道施設上部利用公園条例の規定に基づき徴収するものと

5 された占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

5 第二条の規定による改正後の港区立上下水道施設上部利用公園条例第九条第一項の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に公園を占用する者からは、付則別表第二の範囲内において区規則で定める占用料を徴収するものとする。

付則別表第一（付則第三項関係）

物 業		占 用 料	
物 業	単 位	占 用 料	
第一種電柱	一本につき一年	二二、九〇〇	
第二種電柱	一本につき一年	三五、二〇〇	
第三種電柱	一本につき一年	四七、六〇〇	
第一種電話柱	一本につき一年	一七、五〇〇	
第二種電話柱	一本につき一年	二八、二〇〇	
第三種電話柱	一本につき一年	三八、三〇〇	
その他の柱類	一本につき一年	二、〇五〇	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	二〇〇	
地下に設ける電線その他の線類	長さ一メートルにつき一年	一二〇	
路上に設ける変圧器	一個につき一年	二〇、〇〇〇	
地下に設ける変圧器	一個につき一年	一二、二〇〇	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	四一、〇〇〇	

道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第三十二條第一項第一号に掲げる工作物

法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件										
外径が○・七メートル以上○・一メートル未満のもの	外径が○・四メートル以上○・七メートル未満のもの	外径が○・三メートル以上○・四メートル未満のもの	外径が○・二メートル以上○・三メートル未満のもの	外径が○・一五メートル以上○・二メートル未満のもの	外径が○・一メートル以上○・一五メートル未満のもの	外径が○・七メートル以上○・一メートル未満のもの	外径が○・七メートル未満のもの	その他のもの	広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年
二四、六〇〇	一二、二〇〇	八、六二〇	四、九三〇	三、六九〇	二、四六〇	一、八四〇	一、二二〇	八五〇	四〇、三〇〇	七五、九〇〇
長さ一メートルにつき一年								占用面積一平方メートルにつき一年		

道路法施行	法第三十二 条第一項第 六号に掲げ る施設	法第三十二 条第一項第 五号に掲げ る施設						法第三十二 条第一項第 四号に掲げ る施設	法第三十二 条第一項第 三号に掲げ る施設										
		看板（アーチ式であるものを除く。）	商品置場その他これに類するもの	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その他のもの	上空に設ける通路	地下に設ける通路			地下室 地下街及び地	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの						
標識																			
一本につき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一日							占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年								
三二、八〇〇	七五、九〇〇	七五、九〇〇	七五〇	二六、九〇〇	二二、六〇〇	三七、九〇〇	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇三を乗じて得た額	二〇、五〇〇	三三、四〇〇								

令第七條第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる仮設収容施設	令第七條第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料置場			令第七條第三号に掲げる施設	令第七條第二号に掲げる工作物	令(昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。)第七條第一号に掲げる物件	
	詰所	危険防止施設	板囲い、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場			アーチ式工作物	旗ざお及び幕
					車道を横断するもの	その他のもの	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの
占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	一基につき一年	占用面積一平方メートル又は一本につき一年	占用面積一平方メートル又は一本につき一日
四〇、三〇〇	七五、九〇〇	二〇、六〇〇	六八、三〇〇	Aに〇・〇二一を乗じて得た額	四一、〇〇〇	三七九、八〇〇 七五九、六〇〇	七五、九〇〇
							七五〇

令第七條第十 三號に掲 げる施設		令第七條第十 二號に掲 げる器具		令第七條第十 一號に掲 げる応急仮 設建築物		令第七條第十 九號に掲 げる施設並 びに同條第十 号に掲げる 施設及び自 動車駐車場		令第七條第十 八號に掲 げる施設	
その他のもの	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	その他のもの	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	その他のもの	その他のもの	建築物	その他のもの	その他のもの	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの
占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一年	
Aに〇・〇二一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇二一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇二一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇二一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	

備考

- 一 金額の単位は、円とする。
- 二 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 三 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 四 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 五 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については五割減とする。
- 六 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 七 表示面積、占有面積若しくは占有物件の長さが一平方メートル若しくは一メートル

未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル若しくは一メートルとして計算するものとする。

八 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間に一年未満の端数があるときは、月割をもつて計算し、一月未満の端数があるときは、一月として計算するものとする。なお、占用の期間が三十日に満たないものについては、一月として計算するものとする。

九 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては百円）の合計額とする。

付則別表第二（付則第五項関係）

種別	単位	金額
公衆電話所	一箇所	三千四百二十八円
写真撮影のための常時 占用	撮影機 一台	二月七千三百六十円

写真撮影のための臨時的な占用	一回（一時間以内）	四万二千七百五十円
その他の占用	一平方メートル 一日	百十四円

付記

- 一 期間が一月に満たない端数は、一月とみなす。
- 二 面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。

（説明）

道路占用料及び上下水道施設上部利用公園占用料を改定するとともに、平成三十一年度限り引上率を緩和する措置を定めるため、本案を提出いたします。